

愛知みずほ大学瑞穂高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

本校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を尊重し、いじめ防止等に対する最大限の努力を行う。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「退学及びいじめ防止委員会」を設置する。

(1) 「退学及びいじめ防止委員会」について

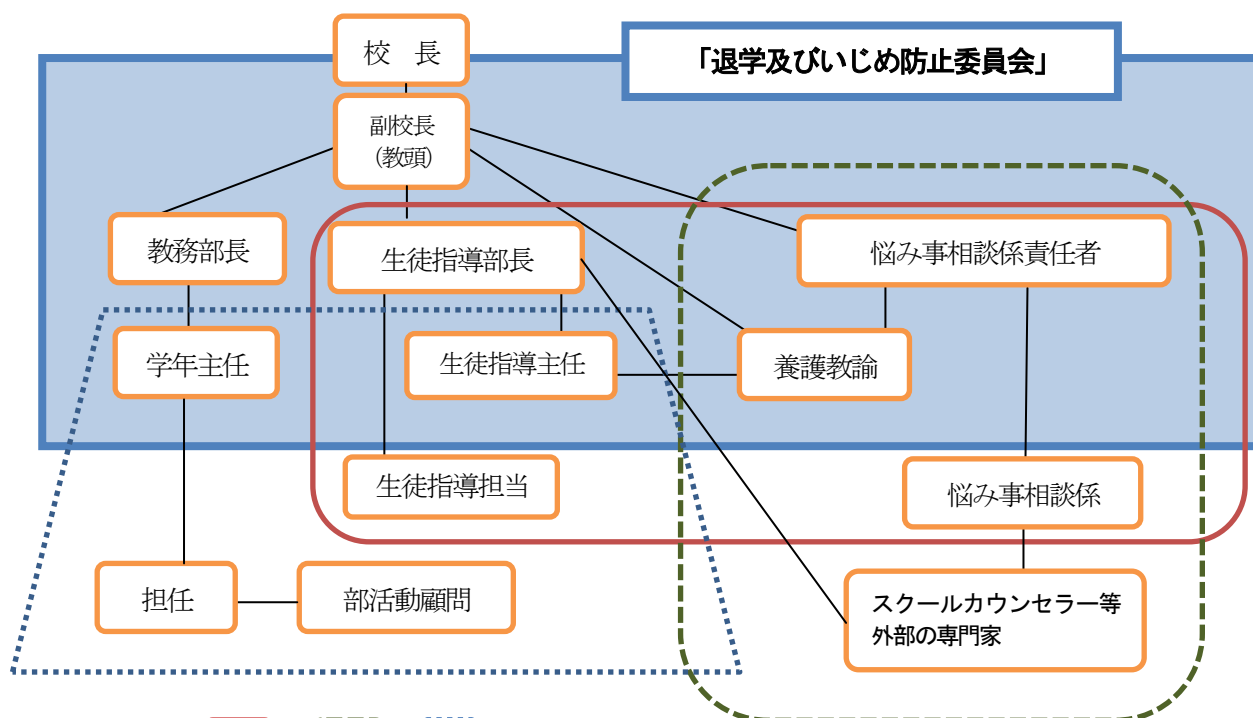
ア 委員会のメンバー




校長、副校長（または教頭）、教務部長、生徒指導部長、生徒指導主任、悩み事相談係責任者、学年主任、養護教諭、（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

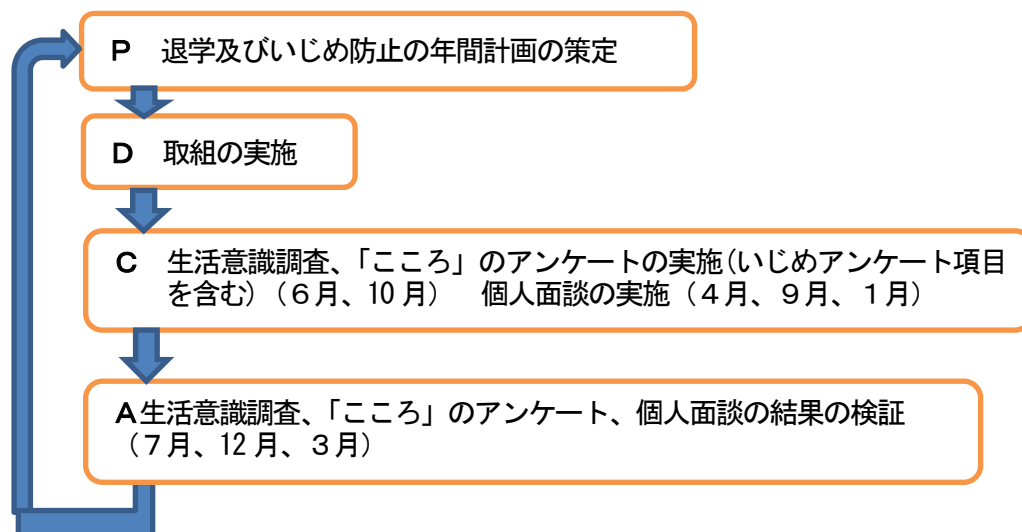
【組織図】



※ 、、 は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「退学及びいじめ防止対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



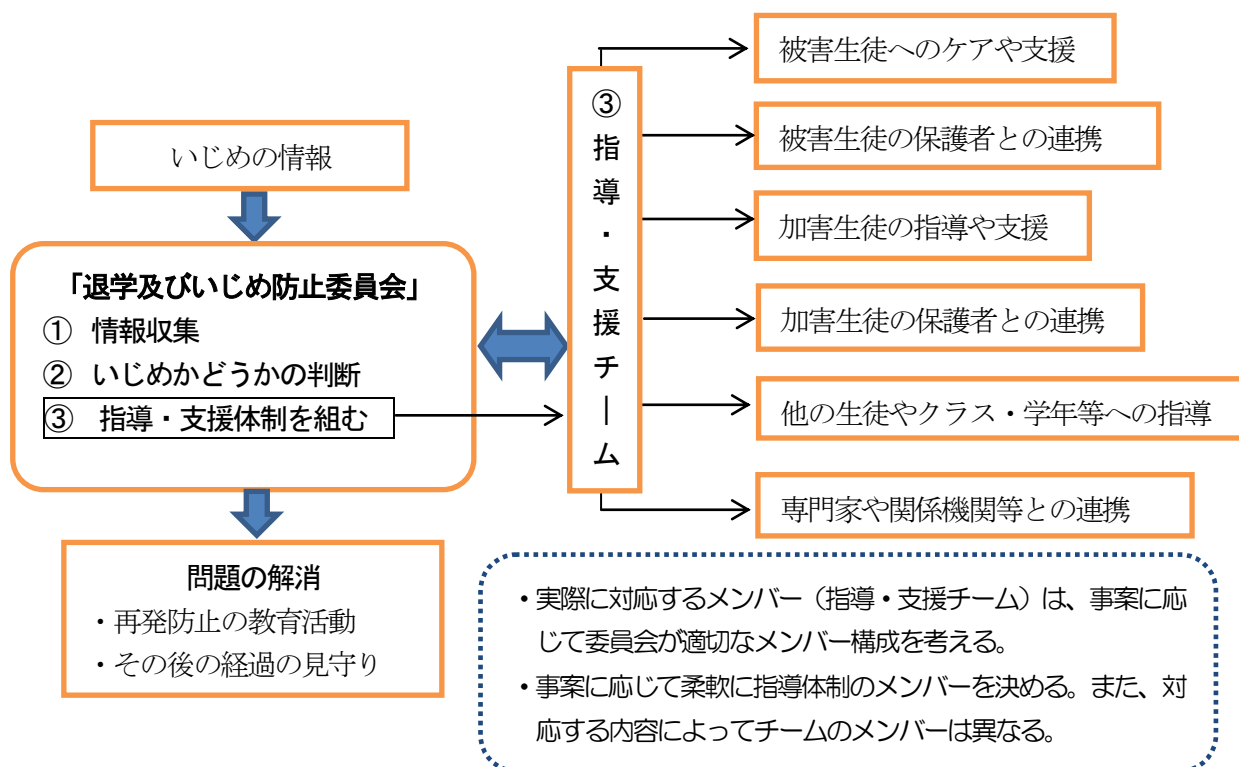
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「退学及びいじめ防止委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年1回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」結果を、学校運営案に掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

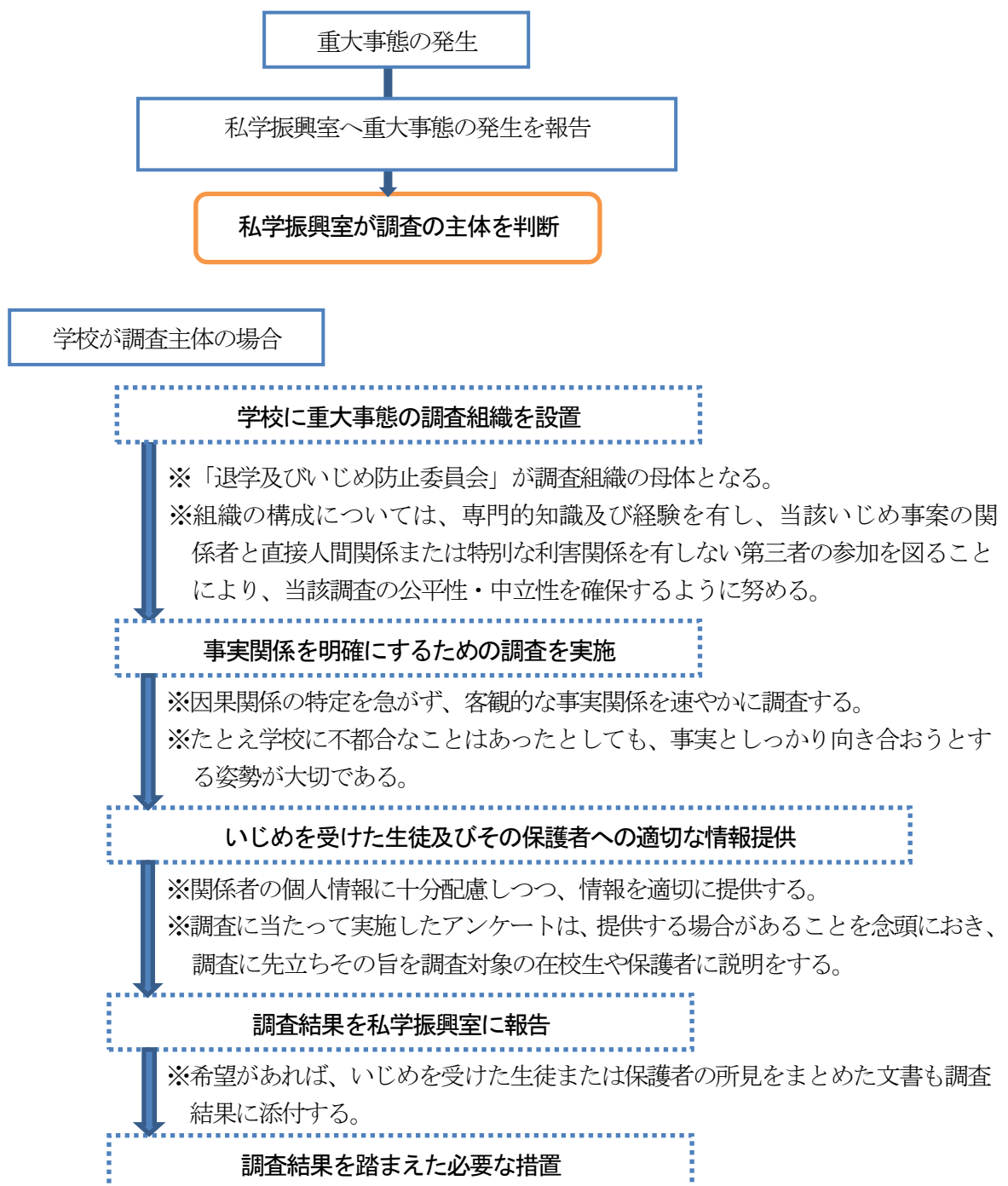
重大事態が生じた場合は、速やかに私学振興室に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「退学及びいじめ防止委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域・中学校との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動、インターンシップの充実【生徒指導部・進路指導部】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業週間を設定【教務部・教科会】</p> <p>○個人面談の実施【各学年会】</p> <p>○健康調査の実施【保健室】</p> <p>○生活意識調査、「こころ」のアンケートの実施(いじめアンケート項目を含む)【保健室・生徒指導部・学年会】</p> <p>○人権週間での取組【生徒指導部・学年会】</p> <p>○情報モラル教育【生徒指導部・教務部】</p>	<p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施(校外清掃活動[各学期1回]、10月:文化祭でのバザー活動等、0の日交通安全活動[各月2~3回]、10月:母校訪問[1年生]、「ヤングサポーターみずほ」の活動)</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「退学及びいじめ防止委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 生活意識調査、「こころ」のアンケートの実施(いじめアンケート項目を含む)や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知と実施(週1回のカウンセリング)【悩み事相談係】</p> <p>○生活意識調査、「こころ」のアンケートの実施(いじめアンケート項目を含む)(年2回…6月、10月)【保健室・生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施(年3回…4月、9月、1月)【各学年会】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「退学及びいじめ防止委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応(Ⅱの(2)エ「いじめに対する措置(いじめ事案への対応)」参照)【退学及びいじめ防止委員会・生徒指導部・悩み事相談係・保健室】</p>	
点検・検証・見直し		<p>○全生徒対象の生活意識調査、「こころ」のアンケートの実施(いじめアンケート項目を含む)(年2回…6月、10月)、個人面談の実施(年3回…4月、9月、1月)→その後、「退学及びいじめ防止委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p>	